

令和5年度 伊賀市中小企業エネルギー価格高騰対策

事業継続支援金

全国的にエネルギー価格が高騰する中、市内の中小事業者の事業継続を支援します。

交付額

最大10万円 ※期間中1事業者につき1回限り

対象期間(令和4年7月から令和5年6月まで)の任意の1ヵ月(暦日単位:1日~同月末日)のエネルギー経費(ガソリン、軽油、重油、灯油、電気、ガス)支払額の100%(千円未満切捨て)

対象者

以下のすべての事項に該当する法人・個人事業者

- 現に伊賀市内で事業を営み、対象期間にエネルギー経費(ガソリン、軽油、重油、灯油、電気、ガス)の支出がある者
- 令和5年6月以前から事業を営んでいる者で、今後も市内で事業を継続する意思がある者
- 中小企業基本法第2条第1項の中小企業者および同上第5項の小規模企業者に該当する事業者
※中小企業基本法上の「会社」に該当しないものを除く
(医療法人・社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合、農事組合法人は対象外)
- 法人の場合は、伊賀市内に本社または事業所を置いていること
個人事業者の場合は、伊賀市内で事業を営んでおり、その事業による収入が主たるものであること
- 原則、確定申告等を行っていること。
(令和5年1月~6月創業者は必要書類が異なります)
- 申請時点において、市税に未納がないこと
- 代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が伊賀市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員に該当せず、暴力団、暴力団員が経営に事実上参画していないこと

申請期間

令和5年8月1日(火)~11月30日(木) (当日消印有効)

事業継続支援金窓口(伊賀市商工労働課内)

TEL:0595-41-2150(平日9:00~16:00)

必要書類

それぞれの書類の詳細は、①提出書類一覧表および「申請の手引き」をご覧ください。

- ①提出書類一覧表(チェックリスト)
- ②交付申請書(様式第1号)
- ③エネルギー経費申立書(様式第2号)
- ④誓約書(様式第3号)
- ⑤確定申告書(法人)直近の決算書
(個人)令和4年分の確定申告書等
- ⑥本人確認書類の写し
- ⑦振込先を確認する書類の写し
- ⑧完納証明書(市税)



※①、②、③、④は下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.iga.lg.jp/0000008977.html>



ダウンロードできない場合、申請書類等は、市役所、各支所(上野支所を除く)、伊賀市商工会・上野商工会議所に用意してあります。

※令和5年1月1日～6月30日に創業された方は必要書類が異なります。

詳しくはホームページや申請の手引きをご覧ください

申請方法

郵送での申請(原則)

「申請の手引き」をよくお読みいただいたうえでご申請ください。



【申請書類送付先】

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地
伊賀市商工労働課内「事業継続支援金窓口」宛

その他

- 審査終了後、2～3週間程度での給付を予定しています。
- 申請書類に不備・未提出があると給付が遅れる場合があります
- 支援金の審査段階および支援金交付後に関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を行います。
- 不正受給に該当する場合は、規定に従い、支援金の返還を求めるとともに、警察等関係機関に通報する場合があります。



その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
事業継続支援金窓口(伊賀市商工労働課内)
TEL:0595-41-2150(平日9:00～16:00)